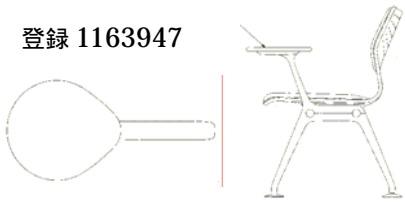


意匠分類記号	意匠分類の名称
D7 - 297	腰掛け用台及びいす用台

<b>対応する旧意匠分類</b>			移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品	
D2 - 190	一	腰掛け、いす等部品及び付属品	
<b>参考分類・参考物品</b>			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
D7 - 141	テーブル、机(机上棚・袖引き出しなし型)(別体補助甲板付き)		
D7 - 142	テーブル、机(机上棚付き・袖引き出し付き型)(別体補助甲板付き)		
<b>再掲載指示</b>			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
<b>この分類に含まれる物品</b>			
腰掛け用台	いす用台	いす用テーブル	
<b>定義</b>			
<p>・腰掛け・いすに取り付けられる台・テーブル。台自体又は台の支持フレーム・脚を腰掛け・いすのフレーム等に取り付けて使用する形態のもの。</p>			
<p>登録 1163947</p> 			
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>			
<p>・腰掛け・いすに取り付けて使用するものでも、台・テーブルに脚が付いており腰掛け・いすに支持されなくても自立できるタイプのもは含まない。</p> <p>・いす付きテーブル等のテーブルは含まない。</p> <p>・車、電車、飛行機などの椅子に取り付けられる棚やテーブルについて</p> <p>C5 - 5300EA(食器受け具又は食器保持具 EA:壁面取り付け型・飲料ホルダー型) 飲料容器を保持する部分があり、壁面や椅子の一部に後付けで取り付けられるものを分類する。</p> <p>D7 - 297(腰掛け用台及び椅子用台) 椅子の部品(後付け用のものは除く)のうち、台、テーブル状のものを分類する。</p> <p>D6 - 20(壁取り付け小型整理用具) 飲料容器を保持する部分が無い、後付けで壁面や椅子などに取り付けられる容器状もしくは袋状のものを分類する。</p> <p>C0 - 12(小物整理皿) 飲料容器を保持する部分が無く、壁などに取り付けることのないトレー状のものを分類する。</p>			
<b>分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)</b>			
<b>過去に分類した物品の名称</b>			